

令和 7年 5月26日

質 疑 回 答 書

質問書提出事業者 様

山形市長 佐 藤 孝 弘
(公印省略)

山形市立小中学校タブレット端末等貸貸借業務公募型プロポーザルについて、次の項目を回答いたします。

質問事項	回答
別紙のとおり	別紙のとおり

質疑回答書

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	プロポーザル実施要領 1ページ 2. 業務の内容等 (イ) (ロ) ⑤提案上限金額について	(A) 総額については、月額賃貸借契約金額×60か月に消費税及び地方消費税を含む合計金額でよろしいでしょうか。 また、(B) 国補助予定額 (C) 市契約予定額がありますが、見積書 (様式第7号) に記載する際に国補助予定額・市契約予定額の金額は⑤提案上限額の比率で算出すればよいでしょうか。国補助予定額または、市契約予定額の算出方法がありましたらご指示ください。	(A) 総額については、お見込みの通りです。 (B) 国補助予定額は、55,000円×2/3×台数で算出してください。 (C) 市契約予定額は、(A) 総額－(B) 国補助予定額で算出してください。
2	プロポーザル実施要領 4ページ 6. 参加資格要件 (2) 共同参加の要件について	共同参加とする場合、共同参加にはリース会社やハード・ソフトウェアも含まれるのでしょうか。	共同参加事業者の業種については、特に要件を設けておりませんので、ハード・ソフトウェアを入れても入れなくても問題はありますが、本市と賃貸借契約を締結する予定のリース事業者は必ず入れてください。
3	プロポーザル実施要領 7ページ 11. 企画提案書の審査方法及び評価基準 (4) プレゼンテーション審査 (エ)	1者あたり最大3名の参加とありますが、PCメーカーやソフトウェアメーカーの参加もよろしいでしょうか。	共同参加事業者であれば、プレゼンテーションに参加する事業者の業種は問いませんが、全体で3名以内をお願いします。
4	プロポーザル実施要領 2.業務の内容等 (イ)⑤提案上限額 2つ目の※補助金交付について	補助金交付決定後、補助金の請求は納入完了後、事業者が国へ請求する認識でよろしいでしょうか。	補助金の請求は、納入完了後に、市と事業者が共同で、県へ請求することとなります。
5	6参加資格要件 (2) 共同参加の要件について	代表者とならない者にあたっては、代表事業者へ本プロポーザル及び契約締結に関する一切の権限を委任する旨が記載されている「共同参加表明書」を提出とありますが、賃貸借契約は共同本参加表明書に係わずリース事業者と締結する認識でよろしいでしょうか。	賃貸借契約は、共同参加事業者であるリース事業者と締結することとなります。
6	プロポーザル実施要領 9企画提案書作成要領 ウ見積書及び内訳書について	内訳書につきましては、任意書式との事ですが、内訳として必要な要件は、見積書に表記されない「補助金控除前の総額 (税込)」 「市契約予定月額 (税込)」でよろしいでしょうか。	内訳として必要な内容は、「補助金控除前の総額 (税込)」と、その総額の積算内訳です。
7	基本仕様書 第6章 契約条件等 6. 6再委託等について	再委託等許諾申請書の書式はございますでしょうか。提出期限はいつまででしょうか。	再委託等許諾申請書の書式は任意です。提出期限は契約事業者決定後に指示いたします。
8	その他 契約書について	本件の契約書 (雛型) を事前に開示いただく事は可能でしょうか。	本市の賃貸借契約書 (長期継続契約) の雛型は別添のとおりです。
9	その他 契約書約定について	契約書 (案) には、予算削減による契約解除文言はございますでしょうか。貴市事由により契約解除になった場合、未経過賃貸借料のご請求は可能ですか。 また、過去に契約解除事例はございますでしょうか。	別添の本市の賃貸借契約書 (長期継続契約) の雛型をご確認ください。 未経過賃貸借料のご請求については、双方の協議を必要とするため、現時点ではお答えしかねます。 なお、過去に賃貸借契約において、予算削減により契約解除となった事例はありません。
10	その他 契約保証金、入札保証金について	今回、両保証金とも弊社は免除となりますでしょうか。	山形市契約規則第8条 (契約保証金の免除) に該当する場合には免除となります。なお、今回は競争入札ではないため、入札保証金は該当しません。

長期継続契約 契約書例【物品の賃貸借契約・保守有り】

A 賃貸借契約書（長期継続契約）

山形市（以下「甲」という。）と□□□□□□□□（以下「乙」という。）は、山形市契約規則（昭和39年山形市規則第18号）を遵守の上、下記の条項によりA（以下「B」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙がBを甲の使用に供し、適切な操作方法等を指導するとともに、Bが正常な状態で稼働し得るように保守を行うことを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（契約対象物件及び設置場所）

第3条 契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1） 物件及び数量

A 1式

（明細は別紙のとおり）

（2） 設置場所

山形県山形市旅籠町二丁目3番25号山形市役所内

2 Bの搬入出は、乙が行う。

（賃貸借料金）

第4条 賃貸借料金は、月額 金 円（消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）とする。

（賃貸借料金の支払）

第5条 賃貸借料金は、毎月払いとし、乙は、貸借月の翌月に、金 円の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から賃貸借料金の適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料金を支払わなければならない。

（価格改定）

第6条 経済変動その他相当の理由により価格の改定の必要があると認められる場合は、甲乙協議のうえ、価格を改定することができる。

（Bの搬入出等の費用）

第7条 Bの搬入出等に要する費用は、乙が負担するものとする。

（Bの保守及び操作方法等の指導）

第8条 乙は、Bについて定期的に点検調整を行い、Bを正常な状態で使用できるようにしなければならない。

2 乙は、Bが故障した場合は、甲の請求により、速やかに修理し、正常な状態に回復させなければならない。

3 前2項及び第1条に規定するBの適切な操作方法等の指導及び保守の実施については、乙は、■■■■に委託して行うものとする。

（Bの所有権）

第9条 Bの所有権は、乙に属し、甲は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 甲は、Bが乙の所有であることを示す表示等を損傷する等、Bの現状を変更するような行為をしてはならない。

(Bの返還)

第10条 第2条、第14条第1項又は第15条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は、Bを速やかに乙に返還しなければならない。

(保険)

第11条 乙は、Bに乙の費用で動産総合保険を付するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は過失によってBに損害を与えた場合は、その賠償を甲に対し請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補償された損害に対しては、乙は、甲に対して請求することができない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約を履行するうえで知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、第8条第3項の規定による委託にあたっては、受託者が前項の規定を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、乙がこれにより被る損害については、甲は、その責めを負わない。

(予算の減額等による契約の変更等)

第15条 甲は、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 ○ ○ ○ ○

乙 (住所又は所在地)
(商号又は名称、法人の場合は法人名)
(氏名、法人の場合は代表者の氏名)